

## 新潟都市計画地区計画の決定（聖籠町決定）

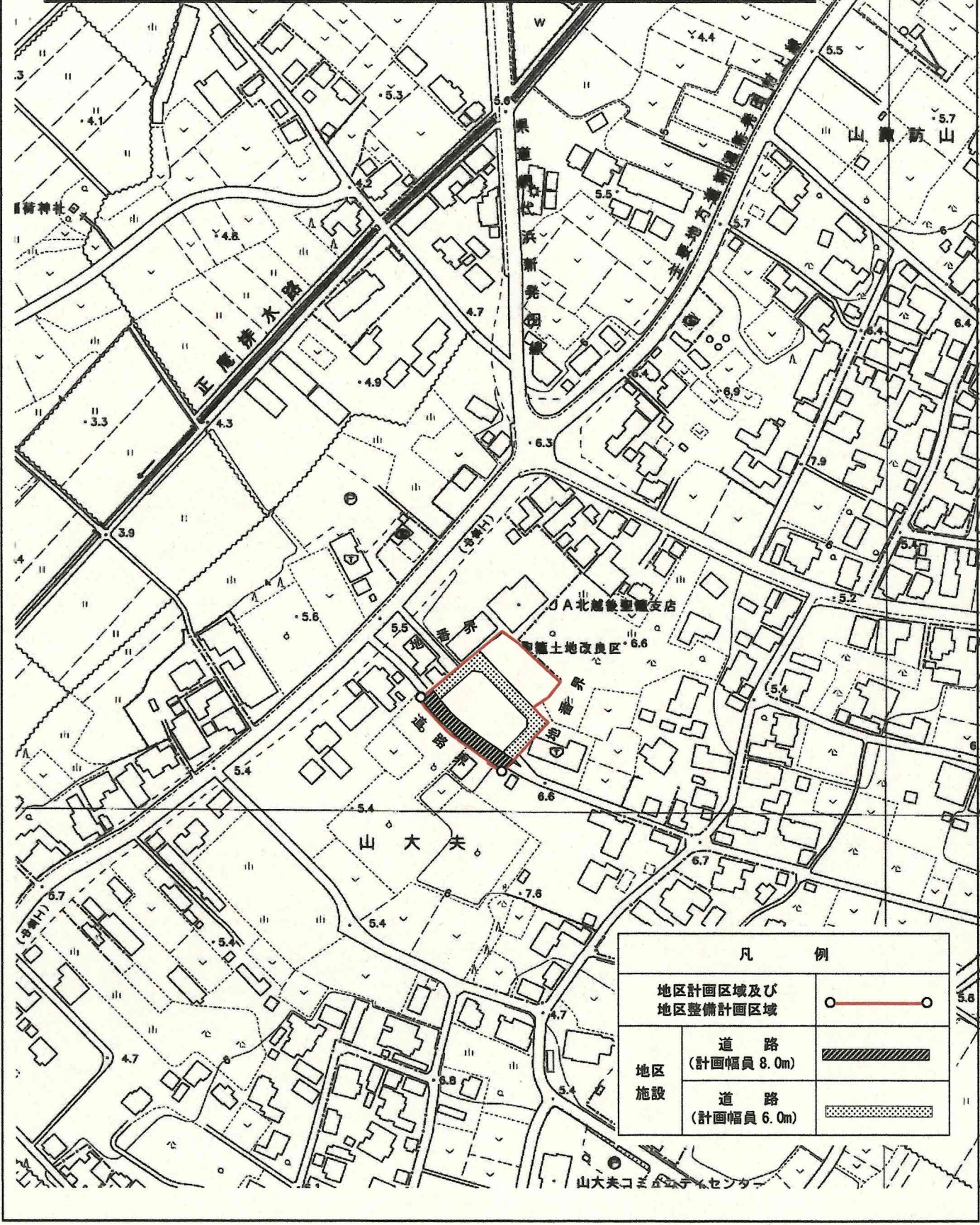
新潟都市計画地区計画を次のように決定する。

名	称	大夫聖籠山地区 地区計画	
位	置	聖籠町大字大夫 地内	
面	積	約 0.3 ha	
区域の整備開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、大規模既存集落内に位置し、その大部分をかつては旧聖籠村役場庁舎等用地として利用してきたことから、周辺一帯は、良好な立地環境であり、歴史的にも地域の中心的役割を担ってきたといえる。</p> <p>この立地環境を活かし、町のさらなる活性化に向けて、周辺の既存住宅や自然環境並びに景観と調和した居住環境の維持・保全を図りつつ小規模住宅地として造成し、ゆとりある住宅地の形成を図る。</p>	
	その他当該区域の整備・開発及び保全に関する方針	既存の交通利便性及び立地条件を活かし、既存集落と調和した良好な住環境における一団の住宅地を形成する。	
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路 幅員 8.0m 延長約 57m 幅員 6.0m 延長約 106m	
	建築物に関する事項	次に掲げる建築物以外は建築してはならない。 1 専用住宅 2 兼用住宅(延べ面積1/2以上を居住の用に供し、かつ、事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの。(これらの用途に供する部分の床面積の合計が 150㎡を超えるものを除く。)) 3 共同住宅	
		建築物の容積率の最高限度	150%
		建築物の建ぺい率の最高限度	60%
		建築物の敷地面積の最低限度	170㎡
		壁面の位置の制限	1m ただし、次の場合は制限を緩和することとする。 ① 外壁またはこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3.0m以下のもの ② 倉庫、物置、その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内のもの
		建築物の高さの最高限度	12m

新潟都市計画地区計画（聖籠町決定）  
大夫聖籠山地区 地区計画

計 画 図

縮尺 1:2,500



凡 例		
地区計画区域及び 地区整備計画区域		
地区 施設	道 路 (計画幅員 8.0m)	
	道 路 (計画幅員 6.0m)	

